

2017年12月5日

要請書

千葉地方検察庁特別刑事部

検察官 * * * 様

秋葉幸一さんを守る会

代表 吉岡秀樹



2016年3月、秋葉幸一さんは千葉県立成田北高校教員を退職して丁度一年が経とうとしていました。前年の9月に「安全保障関連法」が強行採決された様子をテレビで見て、日本の民主主義が脅かされつつある危機感を覚え、その廃案に向けての運動に参画するようになりました。そして、自宅のパソコン内に残っていた卒業生のデータから、自分が直接かかわっていた335人の教え子宛てに、安保関連法廃止の署名への協力を依頼しました。

18歳選挙権が適用される参議院選挙も近づいていた時期です。秋葉さんは、卒業生に当たって署名依頼文の末尾に「18歳選挙権に伴い国政選挙に行かれることを期待します。・・・夢を信じて、自分のために大切な一票を投じてください。あなたの幸せはあなた自身の力で勝ち取ることを念じています」と記しています。自分自身のために政治に関心を持って欲しいという秋葉さんの、教え子に向けた思いのこもった一文です。

これに対して、千葉県教育委員会（県教委）は1年以上も経った2017年5月に秋葉さんの行為が千葉県の個人情報保護条例（63条）に違反するとして刑事告発しました。しかし、秋葉さんは昨年5月20日付で既に処分（勧告）を受けています。また、当人は個人情報を目的外に使用したことについては、そのことを認め、その際パソコンのデータはすべて削除しました。当人はもちろん、私たちも、上記勧告処分ですっかり決着がついていたと考えていました。

しかし、その1年後になって、県教委は秋葉さんを成田警察署に刑事告発し、この6月29日の早朝、警察官5人が秋葉さん宅に踏み込み、パソコン1台と関連ファイル1冊を押収して行ったのです。その後、秋葉さんは、計4回にわたる取り調べを受けています。この間、秋葉さんは警察からの事情聴取に全面的に協力していますが、昨年の秋葉さんの行為は、教え子一人ひとりに対して安全保障関連法の廃止署名をお願いしたものにすぎず、これは憲法第19条「思想及び良心の自由」および第21条「集会・結社・表現の自由、通信の秘密」により保障されています。また、個人情報保護条例の意図する「自己や第三者の不正な利益を図る目的」に相当するとは考えられません。更に、秋葉さんのパソコンにあった生徒情報は、秋葉さんが退職までの4年間、パソコンで生徒情報を管理するシステムの構築を担当していた校務分掌上のものであり、退職後も高校からのシステムへの問い合わせに対応する必要があった為そのまま所持していたものです。

以上、本事案は生徒情報を目的外使用したことによる行政処分（勧告）は、既に済んでいるもので、新たに罰則を伴う刑事事件とすることは、その妥当性を欠いており、私たちは、秋葉幸一さんを起訴しないことを強く要請します。